

# 補助金等調書

(2-1)

番号	17	担当課名	環境保全課	補助開始年度	平成25年度		
補助金等の名称	浄水器設置費補助金						
交付要綱等の名称	印西市地下水汚染に係る浄水器設置費補助金交付要綱						
	終了年限の有無 (無)・有 (平成 年度廃止予定)						
要綱に規定する 交付対象者	次の全てに該当するもの ①市内に専用住宅等を所有し、かつ、現に当該住宅に居住している者。 ②住宅の敷地に隣接する道路に上水道配水管が敷設されておらず、地下水の他に飲料水の確保が困難であり、かつ、当該地下水の水質が省令基準水質に適合しないこと。 ③5年以内に補助金対象浄水器の購入及び設置に係る補助金の交付を受けていないこと。 ④補助対象者及び同一世帯員が過去3年以内で市税等を滞納していないこと。 ⑤交付申請者が実績報告書を提出する時点において、浄水器を設置した専用住宅等の所在地が交付申請者の住所として住民基本台帳に記録されていること。						
団体の運営に関して補助金を交付している場合	団体名 (複数ある場合、団体ごとに別葉とする。)		設立年月日	構成人数			
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無 (有・無) 有の場合は、類似団体数 ( )						
	市の施策に対する貢献内容 (当該団体への補助金等交付年数も記載してください。)						
助成団体等の状況	区分		平成28年度決算額	平成29年度決算額	平成30年度予算額		
	歳入	市補助金		1,485,000	750,000	1,500,000	
		内訳	国庫補助金				
			県補助金				
			その他				
			一般財源		1,485,000	750,000	1,500,000
	会費						
	事業収入						
	その他						
	合計		1,485,000	750,000	1,500,000		
	歳出	人件費					
		事務費					
		事業費		1,485,000	750,000	1,500,000	
		その他					
		合計		1,485,000	750,000	1,500,000	
翌年度繰越金							
補助制度内容 (下部組織等の配分も明記)		1 国補助 ・ 2 県補助 ・ (3) 単独 ・ 4 市単独上乗せ					
		浄水器の購入及び設置に要する費用 (消費税及び地方消費税は除く。) の2分の1に相当する額 (その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) 又は15万円のうち、いずれか低い額とする。					

補助制度の 目的、効果、 公益性	目的及び効果について出来る限り詳細に記入してください。(別紙可)
	① 補助金等を交付する目的を記載してください。(市の上位計画等の施策のどの項目に当てはまるのか。その施策を遂行する上で何故補助金等として交付する必要があるのか。当該補助金等の重要性(必要性)についても併せて記載してください。)
	地下水汚染対策の推進を図り、市民の健康を保持するため、汚染が確認された地下水を飲料用使用する市民に対し、浄水器の購入及び設置に要する費用を補助する。
	② 平成29年度予算計上の積算根拠を記載してください。(平成30年度からの補助金の場合は平成30年度予算の積算根拠を記入してください。)
	150,000円×10基=1,500,000円
	③ 平成29年度の実績を記載してください(実績がない場合は、実績なしと記入してください。)
	予算 1,500,000円 支出 150,000円×5基 合計750,000円
	④ 補助効果をできるだけ詳細に記載してください。数値化できるものは、数値化してください。
	上水道区域に該当せず、汚染が確認された井戸水の他に飲料水の確保が困難な市民の健康を保持することができる。
	⑤ 補助金交付の終期の目途がある場合は記載してください。(特に固定化された特定団体に対しての財政的自立に向けての終期設定や政策的事業に対しての終期目安を記載してください。終期到来により継続した場合は、その理由を記載してください。また、終期設定していない場合についても、その理由を記載してください。)
上水道普及率が100%になった場合を終期とする。	
⑥ 過去に補助率、補助事業の内容等、補助金等の見直しを行ったことがある場合は、その内容を記載してください。また、当該補助金等の今後のあり方(方向性)についても記載してください。	
今後についても、上水道区域に該当せず、汚染が確認された井戸水の他に飲料水の確保が困難な市民がいる限り、継続する必要がある。終期については、上水道普及率が100%になった場合とする。	
⑦ 当該補助金等の公共性・公益性について記載してください。(受益者が特定の者に偏らず、広く市民にいきわたるものであり、また、不特定多数の者の利益の増進に付与すること補助金等であるか。当該補助金等の交付の性質を記載してください。)	
環境対策に寄与するもの	
上水道が利用できなく、汚染が確認された地下水を飲料水としている市民に対する補助金であり、健康を保持するために必要とされる。	
担当課の判定	<input type="checkbox"/> 拡大して継続 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持で継続 <input type="checkbox"/> 縮小して継続 <input type="checkbox"/> 整理統合 <input type="checkbox"/> 廃止
判定の理由	上水道への切り替えは時間を要し、市民の健康に関わるので、現状維持で継続することとする。

近隣市類似補助金等の状況

補助金等名	浄水器設置補助金
-------	----------

	補助率（定額補助の場合はその額）	補助上限額
成田市	2分の1	15万円
佐倉市	2分の1	10万円
四街道市	なし	なし
八街市	3分の1	5万円
富里市	3分の1	7万円
白井市	なし	なし
印西市	2分の1	15万円

第6号様式(第9条)

平成29年9月7日



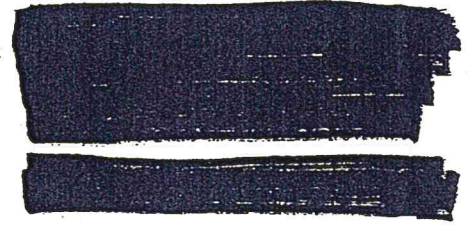
浄水器設置費補助金実績報告書

印西市長 板倉正直 様

住 所

氏 名

電話番号



29年5月30日付け印西環指令第229号で決定を受けた浄水器設置費補助金について、次のとおり浄水器を設置したので、印西市地下水汚染に係る浄水器設置費補助金交付要綱第9条の規定により報告します。

記

1 設置完了年月日 平成29年7月 / 日

2 添付書類

- (1) 浄水器を設置したことを証する写真
- (2) 領収書の写し
- (3) 浄水器設置後の計量証明書等の写し
- (4) その他

○印西市地下水汚染に係る浄水器設置費補助金交付要綱

平成25年3月29日告示第55号

改正

平成27年3月31日告示第75号

平成28年3月31日告示第78号

印西市地下水汚染に係る浄水器設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地下水汚染対策の推進を図り、市民の健康を保持するため、汚染が確認された地下水を飲料水に使用する市民に対し、浄水器の購入及び設置に要する費用について、予算の範囲内において印西市補助金等交付規則（昭和53年規則第6号）に基づき、補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象浄水器)

第2条 この要綱において、補助金の交付の対象となる浄水器は、別表項目の欄に掲げる項目について、それぞれ同表基準値の欄に掲げる基準に適合する水質（以下「基準水質」という。）に浄化する機器であり、かつ、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 飲料水を供給する給水装置に接続できること。
- (2) 浄水能力が1時間当たり5リットル以上であること。
- (3) 通常の使用方法における耐用年数が5年以上であること。
- (4) 製造者による無償修理保証期間が1年間以上であること。

2 補助の対象となる浄水器の基数は、1世帯当たり1基を限度とする。ただし、2世帯以上の世帯が同一の住居に居住する場合は、1住居当たり2基を限度とする。

3 前項の規定にかかわらず、1の敷地内に1の世帯が2以上の住居に居住する場合の補助対象となる浄水器の基数は、住居の数ごとにそれぞれ1基とする。

(補助対象者)

第3条 この要綱に基づき補助金の交付を受けることができる者は、市内に居住する住民であり、かつ、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 市内に専用住宅等を所有し、かつ、現に当該住宅に居住している者
- (2) 前号の住宅の敷地に隣接する道路に上水道配水管が敷設されておらず、地下水の他に飲料水の確保が困難であり、かつ、当該地下水の水質が基準水質に適合しないこと。
- (3) 5年以内に補助対象浄水器の購入及び設置に係る補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 補助対象者及び同一世帯員が過去3年以内で市税等の未納がないこと。
- (5) 交付申請者が、第9条に規定する実績報告書を提出する時点において、当該補助により浄水器を設置した専用住宅等の所在地が交付申請者の住所として住民基本台帳に記録されていること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、浄水器の購入及び設置に要する費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。次項において同じ。）の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は15万円のうち、いずれか低い額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対する補助金の額は、浄水器購入及び設置に要する費用の全額又は30万円のうち、いずれか低い額とする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第12条の規定による生活扶助を受けている者

(2) 印西市税条例（平成8年条例第11号）第51条第1項第2号の規定により市民税の全額を減免されている者

(交付申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者は、浄水器設置費補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 計量証明書（計量法（平成4年法律第51号）第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士（以下「環境計量士」という。）が発行したものに限り。）又は保健所等が検査した飲料水に係る水質検査結果書の写し

(2) 浄水器の浄水性能を証明できる書類

(3) 浄水器の購入及び設置に係る見積書の写し

(4) 前条第2項に該当する者であるときは、それを証する書類

(5) 市税等納税状況確認承諾書（別記第2号様式）又はそれに準ずる書類

(6) 世帯全員の住民票の写し（申請日前3か月以内に発行されたものに限り。）

(7) 前各号の掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し浄水器設置費補助金交付決定（却下）通知書（別記第3号様式）により、通知するものとする。

(交付条件)

第7条 市長は、補助金の交付の目的を達成するため、前条の規定により補助金の交付の決定をするときは、次に掲げる事項について条件を付することができる。

(1) 交付決定により浄水器を購入し、設置しなければならない期間

(2) その他市長が必要と認める事項

(変更の承認申請等)

第8条 第6条の規定により補助金の交付の決定を受けた者が、決定に係る申請事項を変更しようとするときは、浄水器設置費補助金変更承認申請書（別

記第4号様式)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、浄水器設置費補助金交付決定変更承認通知書(別記第5号様式)により、通知するものとする。
- 3 第1項の規定による変更の承認申請は、1回に限り行うことができる。
- 4 前条の規定は、補助金の変更承認を行う場合について準用する。この場合において、同条中「前条」とあるのは「第8条第2項」と、「交付の決定」とあるのは「変更の承認」と、「交付決定」とあるのは「変更承認」と読み替えるものとする。

(実績報告)

第9条 第6条の規定による決定又は前条第2項の規定による変更承認を受けた者は、浄水器を設置した日から、30日以内又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに浄水器実績報告書(別記第6号様式)に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に報告しなければならない。

- (1) 浄水器を設置したことを証する写真
- (2) 浄水器の購入及び設置に係る領収証(書)の写し
- (3) 浄水器設置後の計量証明書(環境計量士が発行したものに限る。)又は保健所等が検査した飲料水に係る水質検査結果書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(完了検査)

第10条 前条に規定する実績報告を行った者は、完了検査を受け、当該検査に合格しなければならない。

(確定通知)

第11条 市長は、第9条に規定する報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに浄水器設置費補助金交付確定通知書(別記第7号様式)により、通知するものとする。

(交付請求)

第12条 前条の規定による通知を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、浄水器設置費補助金交付請求書(別記第8号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第13条 市長は、前条の請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに当該請求者に対し補助金を交付するものとする。

- 2 補助金の交付は、請求者が指定する金融機関の預金口座へ口座振替の方法により行うものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、申請者が偽り、その他不正の行為により補助金の交付を受けたときは、当該補助金の全部の返還を命ずることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年5月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日告示第75号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第78号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第2条）

項目	基準値
ヒ素	1リットルにつき0.01ミリグラム以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1リットルにつき10ミリグラム以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.04ミリグラム以下
テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下
トリクロロエチレン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下